

広島県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年五月八日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道帝釈峡井関線	神石郡神石高原町小島五一九三番一六地先から 神石郡神石高原町小島一九七四番一地先まで	令和七年四月二四日